

大阪市犯罪被害者等の支援に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、本市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図るとともに、市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (4) 関係機関等 国、大阪府、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係する者をいう。
- (5) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の無理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、日常生活及び社会生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

(基本理念)

第3条 本市における犯罪被害者等の支援は、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、推進されなければならない。

- (1) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われるべきものであること
- (2) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、二次被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるべきものであること
- (3) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穩な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく行われるべきものであること
- (4) 犯罪被害者等の支援は、本市、関係機関等、市民及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進されるべきものであること

(本市の責務)

第4条 本市は、基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援に関する施策（以下「犯罪被害者等支援施策」という。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等を地域で支え合うことの必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、本市が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等を支援することの必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、本市が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する者が犯罪被害者等になったときは、当該犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるよう、その勤務に十分な配慮をするよう努めなければならない。

(被害発生の初期段階における支援)

第7条 本市は、次条第2項の規定により設置した窓口において、重大な犯罪等の被害を受けた犯罪被害者等に関する事項で市長が定めるものの連絡を受けたときは、当該犯罪被害者等に対し、当該被害からの早期の回復を図るため、速やかに本市が実施する犯罪被害者等支援施策に係る情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(相談及び情報の提供等)

第8条 本市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 本市は、犯罪被害者等の支援に関する相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給及び日常生活の支援)

第9条 本市は、犯罪被害者等が重大な犯罪等により受けた精神的又は身体的な苦痛を慰藉^しするため、当該犯罪等の被害を受けた犯罪被害者等で市長が必要と認めるものに対し、見舞金の支給を行うものとする。

2 本市は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪等により日常生活を営むことが困難となった犯罪被害者等で市長が必要と認めるものに対し、日常の家事に係る支援その他必要な支援を行うものとする。

(心理的外傷からの回復に向けた支援)

第10条 本市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた心理的外傷から早期に回復することができるようにするため、心理的外傷を受けた犯罪被害者等で市長が必要と認めるものに対し、医療費の助成その他必要な支援を行うものとする。

(居住の安定に向けた支援)

第11条 本市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、当該犯罪被害者等で市長が必要と認めるものに対し、大阪市営住宅条例(平成9年大阪市条例第39号)第2条第1号に規定する市営住宅への入居における優先的な選考その他必要な支援を行うものとする。

(雇用の安定に向けた施策)

第12条 本市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪等により就業が困難となった犯罪被害者等

が置かれている状況について事業者の理解を深めるための措置その他必要な施策を講ずるものとする。

(市民及び事業者の理解の増進)

第13条 本市は、犯罪被害者等が置かれている状況、二次被害の可能性その他の犯罪被害者等に対する支援の必要性について市民及び事業者の理解を深めるため、広報、啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第14条 本市は、地域社会における犯罪被害者等の支援の充実を図るため、相談、助言その他の犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体への支援)

第15条 本市は、民間支援団体の活動の促進を図るため、民間支援団体に対し、本市が実施する犯罪被害者等支援施策に係る情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(意見の反映)

第16条 本市は、本市が実施する犯罪被害者等支援施策について、犯罪被害者等、有識者及び市民からの意見を反映するよう努めるものとする。

(支援の制限)

第17条 本市は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でない認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(施行の細目)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。